

# 露店等の開設届出書

## 火災予防条例の改正概要

平成25年8月に京都府福知山市の花火大会において露店から発生した火災を踏まえ、火災予防条例が改正され、平成26年8月1日より施行されました。

対象火気器具等(※1)を「祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催し(※2)に際して使用する場合にあっては、消火器(※3)の準備が必要です！！」



### ※1 対象火気器具

- 液体燃料 灯油、ガソリン等を使用する器具(例:発電機・ストーブなど)
- 固体燃料 炭、練炭等を使用する器具(例:七輪・バーベキューコンロなど)
- 気体燃料 プロパンガス等を使用する器具(例:卓上型コンロ・炊飯器など)
- 電気器具 電気を熱源とする器具(例:電気コンロ・電気ストーブなど)



※2 「多数の者の集合する催し」とは、運動会やPTAなどの学校行事、自治会行事など地域社会が行う祭りなどの一定の社会的広がりを持つものが含まれます。したがって、近親者によるバーベキューや花見など個人的な行事は、対象外となります。

※3 対象火気器具等の種別や周囲の可燃物等の消火に適応とされるものを準備する必要があります。水バケツやエアゾール式簡易消火具は該当しません。なお、消火器は腐食や破損がないものを準備してください。